



議案第九十五号

中都市町村共同施設管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、中都市町村共同施設管理組合規約を次のとおり変更する。

昭和四十八年九月二十五日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

中部市町村共同施設管理組合規約の一部を改正する規約

中部市町村共同施設管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第四条中「倉吉市葵町七二二番地倉吉市役所内」を「倉吉市八屋三百七番地四」に改める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。